

平成26年2月12日

高砂市議会

議長 生 嶋 洋 一 様

議会改革検討特別委員会

委員長 砂 川 辰 義

高砂市議会委員会条例及び高砂市議会会議規則の改正案について（報告）

みだしのことについて、本委員会の調査・研究目的の5項目のうちのその他の位置づけで、調査、研究及び検討した結果、下記のとおりご報告いたします。

記

1 高砂市議会委員会条例の一部改正案についての提言

高砂市議会は、平成25年12月定例会において、高砂市議会議員定数条例（平成5年高砂市条例第28号）を議員の定数を21人とする改正条例を提案し、可決したところである。

したがって、高砂市議会委員会条例の第2条の表中、各常任委員会の定数を「8人以内」から「7人」に改正するとともに、平成26年4月から高砂市の組織改正に伴う委員会の所管事項の一部を改正することを提言するものである。

なお、委員会の所管事項は平成26年4月1日から施行し、各常任委員会の定数については次の一般選挙から適用するものである。

別添資料、高砂市議会委員会条例の一部を改正する条例案

高砂市議会委員会条例の一部を改正する条例の新旧対照表

2 高砂市議会会議規則の全部改正案についての提言

高砂市議会会議規則は、全国市議会議長会の標準会議規則と乖離した箇所もあり、議会改革検討特別委員会及びオブザーバーである正副議長並びに議会運営委員会正副委員長の参加のもと、作業部会で種々検討を行い委員会としてまとめたものを全員一致のうえ、下記の主要な改正点のとおり全部改正を提言するものである。なお、平成26年4月1日から施行するものである。

【主要な改正点】

- (1) 質疑の事前通告を一般会計予算に関するものだけに限り会議規則に加えるもの。

- (2) 現状、1人からの異議があれば会議に諮るとしていたものを2人以上に改めるもの。
 - (3) 第13章準用規定、第97条の委員会について、本会議の各規定を準用していたものを明文化するもの。
 - (4) 委員会から議案を提出できることを加えるもの。
 - (5) 協議又は調整を行うための場に関する規定を設けるもの。
(議員の公務災害補償等も考慮のうえ、別表として、全員協議会、市議会だより編集委員会、正副議長及び議会運営委員会正副委員長調整会、委員長会議を明記するもの)
・併せて「高砂市議会全員協議会規程(案)」を提案する。
 - (6) 標準会議規則及び実状による整備を行うもの。
 - (7) 条が増えたことにより「章」立てから「章節」立てにすること並びに用語の整備を行うもの。
- 別添資料、高砂市議会会議規則(全部改正案)
高砂市議会会議規則の全部を改正する規則の対照表